

岡崎市委託業務成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、岡崎市の発注する委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を行い、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、地質調査、測量業務、調査業務、計画業務、及び設計業務のうち、次の各号に掲げる委託業務、並びに樹木等年間管理業務とする。

- (1) 地質・土質調査共通仕様書（愛知県建設部）に基づく地質・土質調査
- (2) 測量業務共通仕様書（愛知県建設部）に基づく測量
- (3) 設計業務等共通仕様書（愛知県建設部）に基づく調査及び計画並びに設計
- (4) 上記(1)から(3)までが複合した委託業務
- (5) 公共建築設計業務委託共通仕様書に基づく設計

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委託業務は、この要領の対象外とする。

- (1) 契約図書に、岡崎市測量調査等請負契約約款、岡崎市土木設計業務等委託契約約款、岡崎市建築設計業務委託契約約款及び岡崎市業務等委託契約約款（B）のいずれも含まない委託業務委託
- (2) 1件の当初契約金額が100万円未満の委託業務
- (3) 一般競争入札以外で受注者を決定した委託業務
- (4) 樹木等年間管理業務において、業務担当課長が指定した委託業務

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、当該委託業務の監督職員及び検査職員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、委託業務ごとに行うものとする。

- 2 評定は、完了検査時に行うものとする。なお、樹木等年間管理業務の成績評定は、完了時の履行確認において行うものとする。
- 3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者が独立して厳正かつ的確及び公正に行うものとする。

(成績評定の作業)

第5条 委託業務の成績評定は、別紙「委託業務成績評定様式」を用いて行うものとする。

(評定表の提出)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、委託業務成績評定表（業務様式第307号）を業務担当課長及び建設企画課長に提出するものとする。

(評定の修正)

第7条 業務担当課長は、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、これを修正しなければならない。

(雑則)

第8条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて業務担当課と建設企画課が協議して定める。

(附則)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。※組織改正による修正

(附則)

この要領は、令和5年9月25日から施行する。

委託業務成績評定様式

様式番号	名称	備考
様式第84号	業務成績評定結果について（通知）	※
様式第85号	項目別評定点	※
業務様式第301号	採点表（監督職員用）	
業務様式第302号	採点表（検査職員用）	
業務様式第303号	総合評定点の算定	
業務様式第307号	委託業務成績評定表	
業務様式第308号	説明請求回答書	

※ 様式は岡崎市工事施行事務様式による。